

## 平成 29 年度指定管理者監査（新規分）結果について

- 1 監査実施年月日 平成 29 年 10 月 16 日(月)、17 日(火)
- 2 監査対象
  - (1) 施設 成増高齢者在宅サービスセンター  
指定管理者 社会福祉法人 奉優会  
所管課 健康生きがい部長寿社会推進課
  - (2) 施設 少年自然の家八ヶ岳荘  
指定管理者 株式会社 旺栄  
所管課 教育委員会事務局生涯学習課
- 3 監査委員合議年月日 平成 29 年 11 月 29 日(水)
- 4 監査実施場所  
監査委員室、成増高齢者在宅サービスセンター及び少年自然の家八ヶ岳荘
- 5 監査の範囲
  - (1) 指定管理者  
平成 28 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)
  - (2) 所管課  
平成 28 年度指定管理者に関する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)
- 6 着眼点
  - (1) 指定管理者
    - ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。  
ア 施設管理業務の実施状況  
イ 施設の利用状況  
ウ 事故防止、安全確保への配慮
    - ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
    - ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
    - ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。  
ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か。  
イ 証拠書類の整備・保存は適正か。
  - (2) 所管課
    - ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
    - ② 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
    - ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
    - ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。
- 7 監査の結果  
特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 平成 29 年度指定管理者監査（継続更新分）結果について

1 監査実施年月日 平成 29 年 12 月 22 日(金)、25 日(月)

### 2 監査対象

#### (1) 所管課と指定管理者

対象施設	所管課	対象指定管理者
文化会館、グリーンホール	区民文化部 文化・国際交流課	JYS 共同事業体 (JTB コミュニケーションデザイン、アズビル、シグマコミュニケーションズ)

#### (2) 所管課のみ

対象施設	所管課	参考(指定管理者)
企業活性化センター	産業経済部 産業振興課	板橋区起業支援フォーラム有限責任事業組合
仲町ふれあい館、 高島平ふれあい館	健康生きがい部 長寿社会推進課	アクティオ 株式会社
みどりの苑		社会福祉法人 至誠学舎 東京
障がい者福祉センター	福祉部 障がい者福祉課	社会福祉法人 東京援護 協会
加賀福祉園		社会福祉法人 同愛会
母子生活支援施設	子ども家庭部 子ども政策課	社会福祉法人 東京都福祉事業協会

3 監査委員合議年月日

平成 30 年 1 月 31 日(水)

4 監査実施場所 監査委員室及び文化会館

## 5 監査の範囲

### (1) 所管課

平成 28 年度各指定管理施設の指定管理者に関する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

### (2) 指定管理者

平成 28 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

## 6 監査の着眼点

### (1) 所管課

- ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- ② 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。

### (2) 指定管理者

- ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
  - ア 施設管理業務の実施状況
  - イ 施設の利用状況
  - ウ 事故防止、安全確保への配慮
- ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
  - ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
  - イ 証拠書類の整備・保存は適正か。

## 7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。